臨床調査個人票記載時の留意事項について 〜難病指定医の皆さまへお願い〜

【臨床調査個人票記載時の留意事項】

〇臨床調査個人票を記載する前に必ず、「難病に係る診断基準及び重症度分類等についいて」をお読みいただき、診断基準、重症度分類について<u>ご確認の上</u>、ご記入下さい。 ※指定難病の診断基準、重症度分類、臨床調査個人票については、下記HPからダ

ウンロードすることができます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000062437.html

- ○臨床調査個人票の全ての検査項目等において実施しているものについては、その結果の記載をお願いいたします。検査項目で、病状により実施出来ない状況等にある場合は、該当箇所に「未実施」と記入の上、その理由等の記載をお願いいたします。 (空欄のままですと、見落としなのか、実施していないのか不明のため)
- ○臨床症状等の項目においては、漏れなく記載していただくようお願いいたします。
- ○空欄の項目等があった場合は、審査のため、検査結果等について問い合わせや提出 をお願いすることがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。
- 〇臨床調査個人票には、過去6カ月間で一番悪い状態の内容を記載して下さい。(重 症度分類については、6カ月以内の病状で評価して下さい。) ただし、診断に関わる項目については、いつの時点のものでも構いません。
- 〇臨床調査個人票の項目にある、「鑑別診断」について、記載がわかりづらい状況に なっていますが、必ず鑑別できる項目に全て「〇」をして下さい。

(例)

■鑑別診断

鑑別診断

□ 膠原病② 他の血管炎症候群 (顕微鏡的PN、アレルギー性肉芽腫性血管炎) ③ 悪性腫瘍② 感染症鑑別できるものにチェック 5 薬剤性血管炎 抗GBM抗体関連疾患② 心房免疫腫③ コレステロール閉栓症④ 紫斑病性腎炎 ④. 肝硬変態〕 ループス腎炎12. その他 その他の疾患名

上記の様な鑑別診断の項目であった場合、鑑別出来る項目全てに「〇」をして下さい。 (記載されている鑑別診断の疾患において、鑑別出来ない項目があった場合、認定されないことがあります。)

〇診断された医師名、指定医番号、記載年月日に記載漏れがないようにお願いいたします。書式では、自筆または押印のことと記載されていますが、自筆であっても押印にご協力をお願いいたします。

